

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第56号
事故等種類	衝突
発生日時	平成21年8月12日 07時42分ごろ
発生場所	北海道室蘭市チキウ岬灯台から真方位097° 33.5海里付近 (概位 北緯42° 14.2′ 東経141° 44.6′)
事故等調査の経過	平成21年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー ^{たいこう} 大弘丸、749トン 135096、丸京海運株式会社 B 貨物船 ^{きゆう} 第二貴雄丸 499トン 136578、トネ丸汽船有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長、三級海技士（航海） B 船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首ブルワークに凹損 B 左舷後部外板に直径30cmの破口及びハッチカバー巻き取り歯車損傷
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、室蘭港に向けて針路290° 速力13ノット（kn）で航行中、B船は、船長ほか4人が乗り組み、京浜港横浜区に向けて針路290° 速力11kn で、視界制限状態の北海道苫小牧沖を航行中、平成21年8月12日07時42分ごろ、B船が、左舷後方0.8海里（M）付近を同航するA船の前路に向け、突然、針路220° に変針したため、A船の右舷船首部とB船の左舷後部外板とが衝突した。 両船は、自力で室蘭港に入港した。
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南、風力 1、視程 約150m 海象：波高 約1m 特記事項：北海道南方及び東方海上に海上濃霧警報が発表されていた。
その他の事項	・当直体制：A船 複数当直（2名）、B船 単独当直であった。 ・両船とも霧中信号は、実施していなかった。 ・両船とも無線交信等、相手船との連絡を取らなかった。 ・両船とも航行区域は、沿海区域であった。 ・船長Bは、衝突直前に、船首から右10度距離1Mの間で、付近に5つのエコーを確認し、その内、一番左のエコーが左へ移動を始めたため漁船と判断して避航のためB船を左転させた。 ・船長Bは、視界制限状態で後方を航行する船舶のいる舷側に転舵しては、いけないことを知っていたが、漁船と衝突するより良いと考えていた。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 船長Bは、漁船を避けるため、減速せず、A船の前路に向けて約70度の大角度変針をしたものと考えられる。 船長Bは、A船の存在を知っており、左に針路を変えることが、海上衝突予防法の視界制限状態における航法に違反するものの、漁船との衝突回避を優先した可能性があると考えられる。 船長Aは、B船が変針したため、衝突を回避できなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、視界制限状態にある苦小牧沖において、A船及びB船が西北西進中、B船が左舷後方至近を同航中のA船の前路に向けて針路を変えたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	